

西日本工業大学と公益社団法人日本技術士会九州本部との 包括的連携・協力に関する協定書

学校法人西日本工業学園 西日本工業大学（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会九州本部（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲及び乙が科学技術に関して相互に連携・協力して、21世紀の中核となる技術者の人材育成支援を推進し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）講師派遣など産学官の交流促進に関すること
- （2）技術教育支援などの技術協力プログラムに関すること
- （3）科学技術振興のための地域貢献活動に関すること
- （4）その他双方が合意した事項

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条の連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、それぞれ連絡調整に必要な担当部署を定め、技術士、教職員の派遣及び受け入れ並びに施設設備の利用等について、両者協議の上、実施するものとする。

（経費）

第4条 甲及び乙の連携・協に伴う費用は、原則として各自が負担する。ただし、特別に技術士、教職員の派遣及び受け入れを要請した場合は、協議の上、要請した側がその経費を負担する。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、第2条の連携・協力事項により相手方から提出された情報を、相手方の承諾なく第三者に提供、開示若しくは漏洩してはならない。また、第1条に掲げる以外の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、第6条に定める有効期間の満了又は解除により効力を失った後も前項に定める機密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

- 第6条 本協定の有効期間は、協定締結後1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1ヵ月前までに甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、同一条件で1年間更新し、以後も同様とする。
- 2 本協定の連携・協力関係において継続しがたい事由が発生したときは、甲乙の協議に基づき、本協定を解除することができる。この場合、甲及び乙は、費用の請求、求償、異議、その他不服を申し述べない。

(知的財産権の取扱い)

- 第7条 甲及び乙は、本協定に基づき生じた知的財産権の取扱いについては、別途協議の上定めるものとする。

(協議)

- 第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、双方協議の上、必要な変更を行うものとする。
- 2 本協定に定めのない事項又は本協定に関し、疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年9月15日

甲：北九州市小倉北区室町一丁目2番11号
学校法人西日本工業学園 西日本工業大学

学 長 鶴田 隆治

乙：福岡市博多区博多駅前三丁目19番5号
博多石川ビル 6階 D2号室
公益社団法人日本技術士会 九州本部

本部長 佐竹 芳郎
